

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和4年9月27日付け諮問第50号で諮問のあった見守りカメラにおける個人情報の取扱いについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申の趣旨

諮問のあった見守りカメラにおける個人情報の取扱いについては、以下の理由により適当である。

2 答申の理由

(1) 本諮問の目的

加古川市では、犯罪の抑止、事件等の早期解決その他市民生活の安全確保を目的として、既に1,475台の見守りカメラを設置している。このたび、新たにAIを搭載した高度化カメラを設置し、従来の見守りカメラの機能に加えて、異常音等を検知し、回転灯やスピーカーを活用した注意喚起を行うことで犯罪や交通事故の未然防止を図るとともに、収集した人流データを分析し、効果的なまちの賑わいづくりに活用するとしている。

また、加古川市見守りカメラの設置及び運用に関する条例（以下「条例」という。）について、高度化カメラの運用開始に伴う規定を整備するとともに、個人情報の取扱いが令和5年4月1日より加古川市個人情報保護条例から改正個人情報保護法の統一的な運用となることに伴う整備を行うとしている。

そこで、新たな機能を搭載した高度化カメラで新たなデータの活用をすること、また、運用開始に伴う規定の整備を行うことについて適当か否か諮問されたものである。

(2) 予定されている収集データの内容

ア 異常音

人の声は改正個人情報保護法における個人識別符号であるため、高度化

カメラが新たに収集する音声データは個人情報に該当する。収集する音声データは、80 デシベル以上の音声であり、かつ『AI が学習し、生成した悲鳴や怒声等の特徴』に合致したものに限り、これらの特徴に合致する異常音については、半年程度保存する予定としている。

イ 人流データ

高度化カメラにより撮影された画像データは個人情報に該当するが、画像データを加工して作成される人流データは歩行者及び自動車の交通量であり、数値化・記号化された情報を活用するとしている。

(3) 条例の整備

高度化カメラにより、個人情報に該当するものも含む異常音を収集することができる旨の規定を加え、当該カメラが収集する画像及び音声に係るデータについて個人情報を含まない状態に加工したものを、市が実施する施策のために必要であると認められるときには利用することができることを規定するとしている。

また、個人情報に該当するデータの目的以外の利用、条例が認める場合以外の外部提供、開示請求には応じないことの規定について、改正個人情報保護法施行後は条例に規定することは認められていないことから、削除するとしている。

(4) 審議結果

ア 異常音

人の声は改正個人情報保護法における個人識別符号に該当することから、取扱いには十分注意が必要である。画像データについてはこれまでどおり、24 時間収集するが、音声データは、80 デシベル以上であり、かつ『AI が学習し、生成した悲鳴や怒声等の特徴』に合致したもののみが対象で、保存されるのは異常音の前後 5 秒間に限定される。今後 AI の学習が進むことで、収集不要な異常音がさらに排除され、より限定された音声データのみが保存されるとしている。また、音声データは半年程度保存する予定としているが、こちらも AI の学習が進むことで、将来的には保存期間の短縮も視野に入れており、個人情報の保護のために必要な措置が講じられている。

イ 人流データ

高度化カメラにより撮影された画像データを加工して作成される人流データは歩行者及び自動車の交通量であり、年齢層、性別等の個人が特定されるおそれのある識別をせず数値化・記号化された情報を活用するため、個人情報には該当しない。

ウ 条例の整備

高度化カメラにより、個人情報に該当するものも含む異常音を収集することから、規定する必要があると考える。また、市が実施する施策のために必要と認められるときにはデータの利用を可能とする規定については、収集データを個人情報が含まない状態に加工しているため妥当である。

また、個人情報に該当するデータの目的以外の利用、条例が認める場合以外の外部提供、開示請求には応じないことの規定については、改正個人情報保護法施行後は条例に規定することは認められていないことから、削除することは妥当である。

エ まとめ

以上のとおり、新たに収集される個人情報は最低限とし、且つ個人情報保護の措置も講じられている。また、改正個人情報保護法に対応した条例の整備も適正に実施されることから、本件諮問に係る見守りカメラにおける個人情報の取扱いは、妥当であると判断する。

以 上